様式第１号（第７条関係）

交　付　申　請　書

　　年　　月　　日

広　島　県　知　事　　様

住所又は法人所在地

申請者 氏名又は法人の名称

※１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者名

 法人番号

広島県宿泊税システム整備費補助金交付要綱第７条（令和７年５月19日制定。以下「要綱」という。）の規定により、次のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

なお、申請した事項については事実と相違ありません。

また、私は、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第２条第３号に規定する暴力団員等又は第20条第１項の規定による通報の対象と対象となった者ではありません。広島県の県税、特別法人事業税及び地方法人特別税、延滞金、加算金についても、未納（徴収猶予及び納期限未到来による未納を除く。）はありません。

　　　　　　　　　補助金交付申請額　金　　　　　　　　　　　円　※２

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 整備する施設の名称 |  | 整備する施設の所在地 | 　 |
| 整備期間 | 年　　月　　日　　～　　　年　　月　　日 |
| 補助事業の種別※３ | １　システム改修 |
| ２　システム構築 |
| ３　ハードウェア購入 |
| ４　ソフトウェア購入 |
| 交付申請額の算出 | 事業費（実際に要する事業費） | 円 |
| 対象経費（Ａ） | 円 |
| 補助上限額（Ｂ）※４ | ２，０００，０００円 |
| 【下記に同意する場合は、必ず□欄にチェック（✓）をお願いします。】□　申請者は、審査担当部署（広島県観光課）が税務担当部署に申請者の広島県税の納税状況及び宿泊税特別徴収義務者登録状況を確認し、その結果を資格審査に利用することに同意します。（留意事項）　　　・上記の利用期間は、同意した日から、審査結果の通知の日を起点として3か月を経過した日までの間とします。・申請時点で広島県の県税、特別法人事業税及び地方法人特別税、延滞金、加算金について未納（徴収猶予及び納期限未到来による未納を除く。）がある場合、その申請は認定できません。・県税事務所（分室）から、確認のため電話連絡する場合があります。・納税の状況によっては、税務担当部署内で申請者の情報を共有する場合があります。 |

　※１　申請者が法人の場合は登記上の所在地を、申請者が個人の場合は住民票上の住所を記載する

こと。

　　※２　交付申請額の算出区分における対象経費（Ａ）又は補助上限額（Ｂ）のいずれか少ない額を

記載すること。

※３　該当するものすべてに丸を付けること。

※４　要綱第６条第２項の規定により知事の承認を受けた場合は、当該承認を受けた補助金の額

を記載すること。

添付書類

（１）事業計画書

（２）収支予算書

（３）その他知事が必要と認める書類（企画書、見積書等交付申請額の算定根拠資料など）

様式第２号（第７条関係）

広島県宿泊税システム整備費補助金事業計画書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| システム改修・構築 | システム名 |  |
| 整備スケジュール |  |
| 整備内容 |  |
| 宿泊施設情報 | 施設名 |  |
| 所在地 |  |
| ハードウェア購入 | 購入機器 |  |
| 納品予定日 |  |
| ソフトウェア購入 | 購入ソフトウェア |  |
| 取得予定日 |  |
| 担当連絡先 | 所属、役職、氏名 | 所属・役職：氏名： |
| ＴＥＬ |  |
| E-mail |  |

様式第３号（第７条関係）

収　支　予　算　書

|  |  |
| --- | --- |
| 収　入 | 支　出 |
| 区　分 | 金額（円） | 区　分 | 金額（円） |
| 補助金の額 |  |  |  |
| 合　計 |  | 合　計 |  |

様式第４号（第８条関係）

交付決定通知書

第　　　　号

（補助対象事業者名）

所在地

代表者

　　年　　月　　日付けで申請の広島県宿泊税システム整備費補助金については、広島県宿泊税システム整備費補助金交付要綱（令和７年５月19日制定。以下「要綱」という。）第８条の規定により交付することに決定しましたので、通知します。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　広島県知事

１　補助金の対象となる事業場等の所在地及び名称

（１）所在地

　（２）名　称

２　補助対象事業及び交付決定額

３　交付決定の条件

（１）補助対象事業の内容の変更（事業の目的達成に支障を来すおそれのない、　年　月　日付けの申請内容の軽微な変更を除く。）をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。

（２）補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。

（３）補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、あらかじめ知事に報告してその指示を受けること。

４　この補助金は、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号）及び要綱の適用を受けるものである。

様式第５号（第８条関係）

変　更　交　付　申　請　書

　年　　月　　日

広　島　県　知　事　様

所　在　地

申請者　名称及び

代表者名

　　年　月　日付け第　　号で交付決定された広島県宿泊税システム整備費補助金（以下「補助金」という。）について、次のとおり計画を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

１　補助金の対象となる事業場の名称及び所在地

（１）　名 称

（２）　所在地

２　変更理由

３　事業の変更内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|  |  |  |

４　経費配分の変更内容

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象となる経費 | 補助金交付申　請　額 | 備　考 |
| 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

様式第６号（第８条関係）

補助事業中止（廃止）承認申請書

令和　　年　　月　　日

　広　島　県　知　事　様

所在地

団体名

代表者名

　　年　　月　　日付け第　　号で交付決定（令和　　年　　月　　日付け第　　号で変更交付決定）されたこの補助事業を次のとおり中止（廃止）したいので、広島県宿泊税システム整備費補助金交付要綱第８条の規定により申請します。

１　中止（廃止）の理由

２　中止の期間（廃止年月日）

様式第７号（第10条関係）

実績報告書

　　年　　月　　日

広　島　県　知　事　　様

所　在　地

報告者　名称及び

代表者名

広島県宿泊税システム整備費補助金交付要綱（令和７年５月19日制定。以下「要綱」という。）第10条の規定により、　年　月　日付け第　　号で交付決定通知のあった広島県宿泊税システム整備費補助金の実績について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

　　　　補助金実績報告額　金　　　　　　　　　　　円　※１

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 整備する施設の名称 |  | 整備する施設の所在地 | 　 |
| 整備期間 | 年　　月　　日　　～　　　年　　月　　日 |
| 補助事業の種別※２ | １　システム改修 |
| ２　システム構築 |
| ３　ハードウェア購入 |
| ４　ソフトウェア購入 |
| 実績報告額の算出 | 事業費（実際に要した事業費） | 円 |
| 対象経費（Ａ） | 円 |
| 補助上限額（Ｂ）※３ | ２，０００，０００円 |

※１　実績報告額の算出区分における対象経費（Ａ）又は補助上限額（Ｂ）のいずれか少ない額を

記載すること。

※２　該当するものすべてに丸を付けること。

※３　要綱第６条第２項の規定により知事の承認を受けた場合は、当該承認を受けた補助金の額

を記載すること。

添付書類

（１）事業概要報告書

（２）収支決算書

（３）その他知事が必要と認める書類（契約書、納品書、領収書等交付申請額の算定根拠資料など）

様式第８号（第10条関係）

収　支　決　算　書

|  |  |
| --- | --- |
| 収　入 | 支　出 |
| 区　分 | 金額（円） | 区　分 | 金額（円） |
| 補助金の額 |  |  |  |
| 合　計 |  | 合　計 |  |

様式第９号（第11条関係）

交付額確定通知書

第　　　　　号

（補助対象事業者名）

所在地

代表者

　　年　月　日付け第 号で交付決定した広島県宿泊税システム整備費補助金については、広島県宿泊税システム整備費補助金交付要綱（令和７年５月19日制定。以下「要綱」という。）第11条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知します。

令和　年　月　　日

　　　　　　 　　　　　　　　　　広島県知事

１　補助対象事業　広島県宿泊税システム整備費補助金

２　交付決定額　　金　　　　　　　　　円

３　確　定　額　　金　　　　　　　　　円

４　交付条件

（１）次のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消し、又は、既に交付した補助金の返還を命ずることがある。

ア　正当な理由によることなく当該業務を中止し、又は廃止したとき。

イ　要綱第３条に規定する要件を欠くに至ったとき又は偽って補助金の交付を受けていたとき。

ウ　その他要綱に違反する行為があったとき。

（２）補助金の額の確定日から、知事の定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで対象設備を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃止し、廃棄し、又は担保に供してはならない。

（３）この補助金について知事が必要であると認めるときは、報告を求め又は県職員に検査させることがある。

（４）この補助金に係る帳簿及び書類を保管しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日等から起算して10年を経過した日の属する県の会計年度の末日とする。

（５）政治資金規正法第22条の３第４項の規定により、地方公共団体から一定の補助金等（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等は寄附制限の例外）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該補助金等の交付の決定の通知を受けた日から一年間、その地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体【政党等】に対して政治活動に関する寄附をすることができないこととされている。

　　　当該補助金は、上記の寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利

益を伴わない補助金等）には該当しないおそれがある。

５　この補助金は、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号）及び要綱の適用を受けるものである。

様式第10号（第12条関係）

事業承継届

　　年　　月　　日

広　島　県　知　事　　様

所　在　地

届出者　名称及び

代表者名

　　年　月　日付け第　　号で交付決定通知のあった次の事業を別記のとおり承継したので、広島県宿泊税システム整備費補助金交付要綱第12条の規定により届け出ます。

　１　助成対象事業名

２　承継した事業場の所在地及び名称

３　承継の年月日

４　承継後の業務開始の年月日

５　承継の事由

６　承継後の変更事項

注　承継の事実を証する書類を添付すること。

様式第11号（第17条関係）

財産等管理台帳

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 財産名 | 規格 | 取得価格 | 補助額 | 取得年月日 | 耐用年数 | 財産処分の状況 | 備考 |
| 処分方法 | 処分年月日 | 処分結果の状況 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

様式第12号（第18条関係）

令和　　年　　月　　日

　広　島　県　知　事　様

財産処分承認申請書

所在地

団体名

代表者名

　　　年　月　日付け第　　号で交付決定通知のあった広島県宿泊税システム整備費補助金により取得した財産を、次のとおり処分したいので、広島県宿泊税システム整備費補助金交付要綱第18条の規定により申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 財産名 |  |
| 取得年月日 |  |
| 耐用年数 |  |
| 取得価格 |  |
| 補助金額 |  |
| 処分予定年月日 |  |
| 処分方法 |  |
| 処分収入見込額 |  |
| 処分理由 |  |
| 備考 |  |

様式第13号（第18条関係）

令和　　年　　月　　日

　広　島　県　知　事　様

財産処分報告書

所在地

団体名

代表者名

　　年　　月　　日付け第　　号で処分の承認を受けた財産を、次のとおり処分しましたので、広島県宿泊税システム整備費補助金交付要綱第18条の規定により報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 財産名 |  |
| 取得年月日 |  |
| 耐用年数 |  |
| 取得価格 |  |
| 補助金額 |  |
| 処分年月日 |  |
| 処分方法 |  |
| 処分収入額 |  |
| 処分理由 |  |
| 備考 |  |